

平成 28 年 1 月 17 日

文部科学省国際統括官付 御中

ESD 国内実施計画への意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷 奉文
担当者:教育研究センター長 田邊 龍太
電話番号: 03-5951-0244
E-mail: r_tanabe@ecosys.or.jp

「ESD 国内実施計画」に対して、下記のとおり、意見を提出させていただきます。ご検討の程、何卒よろしく願いいたします。

記

1 該当箇所

7 頁 10 行目～

3. 優先行動分野の概要とステークホルダーの取組、①政策的支援、a) 教育政策への ESD の位置づけに関すること、「• ESD に関する教材・資料の作成・活用と教員研修の実施」について述べている部分

2 意見内容

ESD を我が国の全ての学校現場で一定の時間を確保し展開されるための仕組みについて引き続き検討することを加える。

【修正案】 ※下線が加筆部分

これまで各学校が学習指導要領の視点を踏まえて行ってきた学習活動を基盤としつつ、(中略)「ESD 実践の手引き (仮称)」を平成 27 年度内を目処に作成する。また、その後も、国内の全ての学校において体系だったカリキュラムのもとで ESD に取り組まれるよう、促進の仕組みを検討する。あわせて、ESD に関する教員の指導力向上のため、「ESD 実践の手引 (仮称)」や先進校の実践事例等を活用した研修を実施する。(後略)

【理由】

ESD そのものが、学習指導要領に体系立てて明記されない限り、学校の主体的取組だけでは全ての学校や教職員が ESD を実践しない可能性があります。「ESD 実践の手引き (仮称)」の発行等にとどまらず、引き続き、全ての学校において体系だったカリキュラムのもと、ESD を実施する授業時間が確保され、一定レベルの ESD が展開される仕組みを、教科を再編し ESD 科の設置も選択肢として議論し続ける必要があります。

平成 28 年 1 月 17 日

文部科学省国際統括官付 御中

ESD 国内実施計画への意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷 奉文
担当者:教育研究センター長 田邊 龍太
電話番号 : 03-5951-0244
E-mail : r_tanabe@ecosys.or.jp

「ESD 国内実施計画」に対して、下記のとおり、意見を提出させていただきます。ご検討の程、何卒よろしく願いいたします。

記

1 該当箇所

7 頁 21 行目～

3. 優先行動分野の概要とステークホルダーの取組、①政策的支援、a) 教育政策への ESD の位置づけに関すること、「・ 体験活動を通じた ESD の推進」について述べている部分

2 意見内容

幼稚園や保育所、こども園における ESD の推進、支援を加える。

【修正案】 ※下線が加筆部分

児童生徒の健全育成等を目的として、宿泊体験活動を行う学校等における取組を支援する。また、未就学児が 1 日の大半を過ごす幼稚園や保育所、こども園における自然との触れ合い、環境に配慮した生活体験、家庭との連携など、ESD の取組を支援する。
さらに、各地域における世界遺産や水族館等の社会教育施設を活用した ESD の取組も積極的に支援する。

【理由】

ESD はあらゆる発達段階での実践が求められています。特に、低年齢期は体験活動が最も大切な時期と言えます。この時期に、自然との触れ合いなど様々な体験活動を行うことは、ESD に求められる自然への愛着心など様々な態度や価値感を育みます。こうしたことの必要性は、既に幼稚園教育要領や保育所保育指針にも明文化されています。また、時代の要請に応じて、国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、平成 26 年 10 月には「環境教育指導資料（小学校・幼稚園編）」を発行しています。

こうしたことから、ESD 国内実施計画にも、幼稚園、保育所、こども園での体験を通じた ESD の推進を明記する必要があります。

平成 28 年 1 月 17 日

文部科学省国際統括官付 御中

ESD 国内実施計画への意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷 奉文
担当者:教育研究センター長 田邊 龍太
電話番号 : 03-5951-0244
E-mail : r_tanabe@ecosys.or.jp

「ESD 国内実施計画」に対して、下記のとおり、意見を提出させていただきます。ご検討の程、何卒よろしく願います。

記

1 該当箇所

7 頁 39 行目～

3. 優先行動分野の概要とステークホルダーの取組、①政策的支援、b) 持続可能な開発に関する政策への ESD の反映に関すること、「・ 地域の実情を踏まえた幅広い実践的な環境人材の育成」について述べている部分

2 意見内容

環境教育等促進法 11 条に基づき取り組まれている、人材認定等事業の活用を加える。

【修正案】

環境カウンセラー制度や人材認定等事業の活用、水俣病発生地域次世代育成支援事業等の実施を通じ、地域の実情を踏まえた幅広い実践的な人材の育成・活用を図る。

【理由】

ESD の推進にあたり、社会的なニーズに対応し開発された民間のノウハウの積極的な活用が欠かせません。そうした中で、環境人材の育成にあたり、環境教育等促進法 11 条に基づき、文部科学省や環境省等で既に取り組まれている「人材認定等事業」の活用を加筆し、その有効活用を促進する必要があります。

その具体的な活用にあたっては、本事業において登録されている民間の環境人材の育成・認定事業等を、各自治体が地域の環境人材の育成に有効に活用する仕組みを検討することが求められます。